

新旧対照表

しずおかマリッジ協賛店募集要項の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
<p>2 協賛店参加資格</p> <p>(1) から (4) (略)</p> <p>(5) その他本事業の趣旨にそぐわないと事務局が認めるもの</p> <p>3 協賛の手続等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>事務局</u>は、<u>毎月15日までに申請があった申込情報について、内容を確認し、翌月1日よりセンターホームページで公開する。</u></p> <p>(3) <u>事務局</u>は、店頭に掲示する協賛店告知用ツール（ステッカー等）は郵送にて後日配布する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 店舗又は施設は、ホームページで公開している内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、様式第1号による変更届又は様式第2号による廃止届を<u>事務局</u>へ届け出るものとする。</p> <p>(6) <u>事務局</u>は、<u>毎月15日までに届出のあった変更又は廃止届について、内容を確認し、翌月1日よりセンターホームページに反映させる。</u></p> <p>4 協賛店の取消等</p> <p>募集要項の記載内容に違反する行為が認められた場合や、本事業の趣旨にそぐわないと認められた場合、事務局は協賛店の登録を取消することができる。</p> <p>附則</p> <p><u>1</u> この要項は、令和5年10月11日から施行する。</p>	<p>2 協賛店参加資格</p> <p>(1) から (4) (略)</p> <p>(5) その他本事業の趣旨にそぐわないと<u>センター又は事務局</u>が認めるもの</p> <p>3 協賛の手続等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>センター</u>は、申請があった申込情報について、内容を確認し、<u>特段の事情がない限り、毎月1日から15日までに申請があったものは月末に、16日から月末に申請があったものは翌月中旬を目途にセンターホームページで公開する。</u></p> <p>(3) <u>センター</u>は、店頭に掲示する協賛店告知用ツール（ステッカー等）は郵送にて後日配布する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 店舗又は施設は、ホームページで公開している内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、様式第1号による変更届又は様式第2号による廃止届を<u>センター</u>へ届け出るものとする。</p> <p>(6) <u>センター</u>は、届出のあった変更又は廃止届について、内容を確認し、<u>特段の事情がない限り、毎月1日から15日までに届出があったものは月末に、16日から月末に届出があったものは翌月中旬を目途にセンターホームページに反映させる。</u></p> <p>4 協賛店の取消等</p> <p>募集要項の記載内容に違反する行為が認められた場合や、本事業の趣旨にそぐわないと認められた場合、<u>事務局及びセンター</u>は協賛店の登録を取消することができる。</p> <p>附則</p> <p>この要項は、令和5年10月11日から施行する。</p> <p>附則</p> <p><u>この要項は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>

